

仙台市東北大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金交付要綱

(平成19年5月7日経済局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、産学連携による新たな事業の創出及び産業の振興を図るため、東北大学連携型起業家育成施設に入居し起業又は新規事業展開等を図ろうとする者における、当該施設の利用に係る経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 東北大学連携型起業家育成施設 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第31条第1項第1号に規定する事業場として、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が仙台市青葉区荒巻字青葉6-6-40に設置する施設
- 二 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- 三 大企業 中小企業者以外の者で、事業を営む者
- 四 補助事業者 第8条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者
- 五 補助事業 補助事業者が東北大学連携型起業家育成施設で行う事業

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付申請時において東北大学連携型起業家育成施設（以下「施設」という。）に入居している者（以下「入居者」という。）で次の各号に掲げる要件に該当する個人又は法人とする。

- 一 大学若しくは高等専門学校（以下「大学等」という。）の研究成果を活用して研究開発等を行う者又は大学等と連携して研究開発等を行う者
 - 二 起業又は別表に掲げる第二創業を通じて新規事業展開等（以下「起業等」という。）を図ろうとする者
 - 三 市内に事業所等を有する者又は施設退去後に市内に新たに事業所等を設置する計画がある者
 - 四 個人にあつては本市の市税を滞納していない者、法人にあつては法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告を行い、かつ、本市の市税を滞納していない者
 - 五 暴力団等と関係を有していないこと
 - 六 第6条に規定する補助対象経費について、本市の他の補助金、助成金の交付を受けていない者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱に基づく補助金の交付を受けることができない。
- 一 同一の大企業からの出資が、資本金の2分の1以上を占めている中小企業者
 - 二 大企業からの出資が、資本金の3分の2以上を占めている中小企業者
 - 三 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1を占めている中小企業者

- 四 施設に入居後 3 年以内に事業化に係る法人を設立する計画のない個人
- 五 入居者の起業等を支援する目的で入居する者
- 六 その他市長が交付対象と認めない者

(市税の滞納がないことの確認等)

第 4 条 第 3 条第 1 項第四号に規定する要件は、市長が申請者の同意を得た上で市税の納付状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

(市税の取扱い)

第 5 条 第 3 条第 1 項第四号に規定する本市の市税とは、個人にあつては個人の市民税（地方税法第 319 条第 1 項の規定により普通徴収の方法によって徴収させるものに限る。）、固定資産税、軽自動車税及び都市計画税とし、法人にあつては個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例第 22 条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税とする。

(補助対象経費)

第 6 条 補助対象となる経費は、施設入居に係る賃料とする。ただし、中小機構と補助事業者との間で締結される賃貸借契約上の賃料に係る消費税及び地方消費税並びに入居者が別途負担する光熱水費等は含まないものとする。

(補助金の交付対象期間)

第 7 条 補助金の交付対象期間は、入居開始の日から起算して 5 年を限度とする。

(補助金の額)

第 8 条 補助金の額は、第 7 条に規定する交付対象期間において、1 月につき、入居する居室の床面積の合計（1 平方メートル未満の端数は、切り捨てるものとする。）に、次の各号に掲げる入居期間の区分に応じ、当該各号に掲げる額を乗じて得た額とする。ただし、入居の開始の日が月の初日でないとき又は退去日が月の末日でないときの補助金の額は、日割計算とし、10 円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

- | | |
|-------------------|-------|
| 一 入居後 1 年未満 | 500 円 |
| 二 入居後 1 年以上 3 年未満 | 400 円 |
| 三 入居後 3 年以上 5 年未満 | 300 円 |

(交付の申請)

第 9 条 規則第 3 条第 1 項の規定による交付の申請は、様式第 1 号による書面に別表に掲げる書類を添えて次の各号に定める日までに市長に提出して行うものとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

- 一 入居日から起算して 90 日を経過した日又は入居日が属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日
- 二 前会計年度から継続して入居している場合には 6 月 30 日

(交付の決定等)

第 10 条 市長は、申請が到達してから 30 日以内に、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定する。規則第 6 条の規定による交付決定の通知は、様式第 2 号により行うものとし、不交付決定の通知は、様式第 3 号により行うものとする。

(交付の条件)

第 11 条 規則第 5 条第 1 項第 1 号に規定する市長の定める軽微な変更は、補助対象事業の内容の変更（当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。）で補助金の額に変更を生じないものとする。

2 規則第 5 条第 1 項の規定による変更等の申請は、様式第 4 号及び様式第 5 号により行うものとする。

3 前項の申請に対する承認は、様式第 6 号により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

4 前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

5 規則第 5 条第 1 項に定める条件のほか規則第 5 条第 2 項の規定による交付の条件は、次のとおりとする。

- 一 市内に事業所等を有する者は、施設退去後も引き続き市内に事業所等を有すること
- 二 市内に事業所等を有しない者は、施設退去後遅滞なく市内に事業所等を有すること
- 三 その他市長が必要と認める条件

(申請の取下げ)

第 12 条 規則第 7 条第 1 項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から 10 日を経過した日までに様式第 7 号により行うものとする。

(状況報告)

第 13 条 市長は、補助事業の遂行状況を確認する必要があると認めるときは、補助事業者に対し、期限を定めて遂行状況に係る報告書を提出させるものとする。

(補助事業等の遂行等の命令)

第 14 条 市長は、前条の規定による状況報告等を受けた場合において、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。

3 前 2 項の命令を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(実績報告)

第 15 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、様式第 8 号による書面に次の書類を添えて、補助事業の完了もしくは廃止の承認の日から起算して 30 日を経過した日又は交付決定のあった日の属する市の会計年度の終了する日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 一 東北大学連携型起業家育成施設入居賃料支払実績書（別紙様式 8－1）

二 領収書の写し又は支払証明書

(補助金の額の確定等)

第16条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、様式第9号により行うものとする。

(是正のための措置)

第17条 市長は、第14条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に命ずるものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の交付)

第18条 市長は、第16条の規定による補助金の額の確定等を行った後に補助金を交付するものとする。ただし、市長は、事業遂行上必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

- 2 前項の概算払を受けることができる月は、毎年6月、9月、12月及び3月とし、概算払を受けようとする者は、当該月分までの補助金を交付請求することができる。
- 3 第16条に規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとする場合は、様式第10号による書面を市長に提出しなければならない。
- 4 第2項の規定により概算払による交付を受けようとする補助事業者は、様式第11号による書面を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第19条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- 二 補助金を他の用途に使用したとき
- 三 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った処分に違反したとき

- 2 前項の規定による取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第20条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を命ずるものとする。

(立入検査等)

第21条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第22条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(成果の事業化)

第23条 補助事業者は、補助事業の成果を活用した事業化に努めなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する市の会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後60日以内に当該補助事業に係る過去1年間の事業化の状況について、様式第12号により市長に報告しなければならない。

3 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度終了後3年間保存しなければならない。

(成果の発表)

第24条 市長は、補助事業の成果について、必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができるものとする。

(委任)

第25条 この要綱の施行に関し必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月7日から実施する。

附 則 (平成20年3月31日改正)

この改正は、平成20年4月1日から実施する。

附 則 (平成25年3月21日改正)

この改正は、平成25年4月1日から実施する。

附 則 (令和2年3月31日改正)

この改正は、令和2年4月1日から実施する。

附 則 (令和2年6月30日改正)

この改正は、令和2年7月1日から実施する。

附 則 (令和4年3月31日改正)

この改正は、令和4年4月1日から実施する。

附 則 (令和5年3月27日改正)

この改正は、令和5年4月1日から実施する。

別表（第 3 条関係）

- 第二創業とは、客観的に自ら営む事業を見直して、経営の多角化や事業転換などを図る者をいう。
具体的には次の事業展開による者を対象とする。
- 一

従来 of 顧客に対し、新たな製品の開発やサービスの提供を行う者
- 二

従来とは異なる取引先に対し、新たな製品の開発やサービスの提供を行う者

別表（第 9 条関係）

区 分	内 容
個人及び法人共通	一 補助金交付申請内訳書（別紙様式 1－1） 二 事業計画書（別紙様式 1－2） 三 東北大学連携型起業家育成施設入居契約書の写し 四 市税納付状況照会同意書（別紙様式 1－3）
法人	一 登記事項証明書（3 か月以内のもの） 二 定款 三 直近の決算書 四 会社案内、事業パンフレット、技術・製品説明資料（カタログ）等
個人	一 住民票

(様式第 1 号)

仙台市東北大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

㊞

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度において、仙台市東北大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金を受けたいので、仙台市補助金等交付規則第 3 条及び仙台市東北大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

また、暴力団等との関係を有していないことを誓約します。なお、説明を求められた際には誠実に対応いたします。

記

1 補助金交付申請額等

- (1) 補助金交付申請額 金 円
- (2) 交付申請対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 添付書類

(1) 個人及び法人共通

- ① 補助金交付申請内訳書 (別紙様式 1 - 1)
- ② 事業計画書 (別紙様式 1 - 2)
- ③ 東北大学連携型起業家育成施設入居契約書の写し
- ④ 市税納付状況照会同意書 (別紙様式 1 - 3)

(2) 法人

- ① 登記事項証明書 (3 か月以内のもの)
- ② 定款
- ③ 直近の決算書
- ④ 会社案内、事業パンフレット、技術・製品説明資料 (カタログ) 等

(3) 個人

住民票

(様式 1 - 1)

補助金交付申請内訳書

1 入居状況

入居室	
入居日	
居室面積	

2 金額の内訳

月 別	補 助 対 象 経 費 〔賃料月額(税抜き)〕 (円)	補助金申請額 (円)	申請額根拠
4 月			
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月			
10 月			
11 月			
12 月			
1 月			
2 月			
3 月			
計			

※参考 要綱第 8 条 補助金の額は、第 7 条に規定する交付対象期間において、1 月につき、入居する居室の床面積の合計（1 平方メートル未満の端数は、切り捨てるものとする。）に、次の各号に掲げる入居期間の区分に応じ、当該各号に掲げる額を乗じて得た額とする。ただし、入居の開始の日が月の初日でないとき又は退去日が月の末日でないときの補助金の額は、日割計算とし、1 0 円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

- | | |
|-------------------|---------|
| 一 入居後 1 年未満 | 5 0 0 円 |
| 二 入居後 1 年以上 3 年未満 | 4 0 0 円 |
| 三 入居後 3 年以上 5 年未満 | 3 0 0 円 |

3 補助対象経費について仙台市の他の補助金、助成金の交付を受けて ☐ いる ☐ いない

(様式1-2)

事業計画書

[illegible]

※略歴には、経歴のほか、現職の所属がある場合には必ず記載して下さい。

*大企業とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者以外の者で事業を営む者

株 主 等 一 覧 (平成 年 月 日現在)				
株 主 名 又 は 出 資 者 名	住 所	持 株 数(株) 出 資 価 額(円)	持株比率 (%)	
上記のほか 名				
計 名			1 0 0	
主要取引先	購 入 先		販 売 先	
大 学 等 と の 関 係	■ 大学等の研究成果を活用して研究開発を行っている場合 (これから行う場合も含む。)			
	研究成果名			
	大 学 等 研究者所属			
	大 学 等 研究者氏名		職 位	
	■ 大学等との共同研究及び学術指導により研究開発を行っている場合 (これから行う場合も含む。)			
	大 学 等 研究者所属			
	大 学 等 研究者氏名		職 位	
	■ 大学等との連携について、その他特記事項			

[illegible]

(様式 1 - 3)

市税納付状況照会同意書

年 月 日

(あて先) 仙 台 市 長
(スタートアップ支援課扱い)

住 所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

市税納付状況確認

私 (法人 (団体) 含む) の仙台市市税納付状況 (税目・税額・申告の有無等) をスタートアップ支援課が税務担当課に照会することに

同意します

同意しません

生年月日 (年 月 日) (証明書の添付が必要になります)

※ 該当するものを○で囲んでください。同意する場合は、納付状況の確認に際し、申請者を特定するために必要な情報となる「生年月日」(個人に限ります。)の記入をお願いします。

同意されない場合には、市税の課税の有無にかかわらず、最寄の区役所・総合支所納税担当課において交付される「市税の滞納がないことの証明書」(申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限りです。)を添付して申請してください (1 通 300 円の手数料が必要です。)

【「市税の滞納がないことの証明書」の交付にあたって】

- 市税を 10 日以内に納付した場合は、納付状況を確認できない場合があるため、「市税の滞納がないことの証明書」の交付を受ける際に、領収書や通帳等納付した事実がわかる書類をお持ちください (法人市民税・事業所税の場合は申告書の控えもお持ち下さい。)

(様式第 2 号)

仙台市東北大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金交付決定書

仙台市 指令第 号

様

年 月 日付で申請のありました標記の補助金について、仙台市補助金等交付規則第 6 条及び仙台市東北大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり条件をつけて交付することに決定しましたので通知します。

なお、決定の内容及び補助の条件に不服がある場合は、年 月 日までに申請を取り下げることができます。

年 月 日

仙台市長 印

1 補助内示額	金 円
2 補助の条件	1 仙台市補助金交付規則及び仙台市東北大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金交付要綱、並びに補助金の交付の決定の内容と以下の条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行ってください。 2 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（要綱第 11 条第 1 項に定める軽微な変更を除く。）をするとき、及び補助事業を中止又は廃止するときは、市長に申請し、その承認を受けてください。 3 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、市長に報告してその指示を受けてください。 4 次に掲げる事項に該当するときは、交付の決定を取り消し、補助金の返還を命じます。この場合、仙台市補助金等交付規則第 18 条第 1 項に基づく加算金を納付しなければなりません。 ① 虚偽その他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき ② 交付を受けた補助金を他用途に使用したとき ③ 交付決定の内容や付された条件等に違反したとき 5 上記 4 において、納期日までに補助金を返還しなかった場合、その未納額につき仙台市補助金交付規則第 18 条第 2 項による延滞金を納付しなければなりません。 6 補助金に係る予算執行の適正を期するため必要がある場合は立入検査等を実施します。

(様式第 3 号)

仙台市東北大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金不交付決定書

仙台市 指令第 号

様

年 月 日付で申請のありました標記の補助金について、下記の理由により交付できませんので、仙台市東北大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金交付要綱第 10 条の規定により、通知します。

年 月 日

仙台市長 印

1 不交付の理由

(様式第 4 号)

仙台市東北大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金事業変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付仙台市 指令第 号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、下記のとおり変更したいので、仙台市補助金等交付規則第 5 条第 1 項第 1 号及び仙台市東北大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金交付要綱 11 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金申請額等

- (1) 補助金申請額 金 円
- (2) 交付申請対象期間 年 月 日から 年 月 日まで
- (3) その他

2 変更の理由

3 添付書類

- (1) 補助金変更承認申請内訳書 (別紙様式 4-1)
- (2) 変更の内容を証する書類

(様式4-1)

補助金変更承認申請内訳書

1 入居状況

入居室	
入居日	
居室面積	

2 金額の内訳

月 別	補 助 対 象 経 費 〔賃料月額(税抜き)〕(円)	補助金申請額 (円)	申請額根拠
4 月			
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月			
10 月			
11 月			
12 月			
1 月			
2 月			
3 月			
計			

※参考 要綱第8条 補助金の額は、第7条に規定する交付対象期間において、1月につき、入居する居室の床面積の合計（1平方メートル未満の端数は、切り捨てるものとする。）に、次の各号に掲げる入居期間の区分に応じ、当該各号に掲げる額を乗じて得た額とする。ただし、入居の開始の日が月の初日でないとき又は退去日が月の末日でないときの補助金の額は、日割計算とし、10円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

- | | |
|---------------|------|
| 一 入居後1年未満 | 500円 |
| 二 入居後1年以上3年未満 | 400円 |
| 三 入居後3年以上5年未満 | 300円 |

(様式第 5 号)

仙台市東北大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（あて先）仙台市長

住 所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名

㊟

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付仙台市 指令第 号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、仙台市補助金等交付規則第 5 条第 1 項第 2 号及び仙台市東北大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金承認申請額等

(1) 補助金承認申請額 金

円

(2) 交付申請対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 中止（廃止）の理由

(様式第 6 号)

仙台市東北大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金
事業（変更・中止・廃止）承認通知書

仙 台 市 指 令 第 号

様

年 月 日付で申請のありました仙台市東北大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金事業（変更・中止・廃止）について、下記のとおり承認しますので、仙台市補助金等交付規則第 11 条第 2 項及び仙台市東北大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金交付要綱第 11 条第 3 項の規定により、通知します。

年 月 日

仙台市長 印

1 補助内示額	金	円
2 承認の内容	①下記のとおり事業を変更すること ②事業を中止すること ③事業を廃止すること	
3 承認の理由		

(様式第 7 号)

仙台市東北大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金交付申請取下書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付仙台市 指令第 号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、下記のとおり不服があるので、仙台市補助金等交付規則第 7 条及び仙台市東北大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、申請を取り下げます。

記

1 補助内示額

2 申請年月日

3 不服のある交付の決定内容又は決定に付された条件及びその理由

(様式第 8 号)

仙台市東北大学連携型起業家育成施設入居企業等補助事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付仙台市 指令第 号で交付の決定の通知がありました仙台市東北大学
連携型起業家育成施設入居企業等補助金について、仙台市補助金等交付規則第 1 2 条及び仙台市東北大
学連携型起業家育成施設入居企業等補助金交付要綱第 1 5 条の規定により、関係書類を添えて下記のと
おり報告します。

記

1 交 付 決 定 額 金 円

2 交付申請対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 添 付 書 類

東北大学連携型起業家育成施設入居賃料支払実績書 (別紙様式 8 - 1)

※ 領収証の写し又は支払証明書 (口座振込みの場合) を添付すること。

(様式 8 - 1)

東北大学連携型起業家育成施設入居賃料支払実績書

入 居 室			
居 室 面 積			
月 別	賃 料 (税抜き) (円)	支 払 年 月 日	備 考
4 月		年 月 日	
5 月		年 月 日	
6 月		年 月 日	
7 月		年 月 日	
8 月		年 月 日	
9 月		年 月 日	
10 月		年 月 日	
11 月		年 月 日	
12 月		年 月 日	
1 月		年 月 日	
2 月		年 月 日	
3 月		年 月 日	
合 計			

(様式第 9 号)

仙台市東北大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金確定通知書

仙台市 指令第 号

様

年 月 日付で実績報告のあった標記の補助事業については、仙台市補助金等交付規則第 13 条及び仙台市東北大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金交付要綱第 16 条に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

年 月 日

仙台市長 印

1 補助確定額 金 円

(様式第 10 号)

仙台市東北大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付仙台市 指令第 号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、仙台市東北大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金交付要綱第 18 条第 3 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助事業の名称

2 補助確定額 金 円

3 請求額 金 円

4 振込先

銀行名

支店名

預金種別 1. 普通 2. 当座

口座番号

(フリガナ) ()

口座名義

(様式第 11 号)

仙台市東北大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金概算払請求書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付仙台市 指令第 号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、仙台市東北大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金交付要綱第 18 条第 4 項の規定により、概算払によって交付されたく、下記のとおり請求します。

記

- | | | | |
|---|-------------------|---|----|
| 1 | 交 付 決 定 通 知 額 | 金 | 円也 |
| 2 | 概 算 払 受 領 済 額 | 金 | 円也 |
| 3 | 今 回 請 求 額 | 金 | 円也 |
| 4 | 残 額 | 金 | 円也 |
| 5 | 概 算 払 が 必 要 な 理 由 | | |
| 6 | 振込先 | | |

銀行名

支店名

預金種別 1. 普通 2. 当座

口座番号

(フリガナ) ()

口座名義

(様式第 1 2 号)

仙台市東北大学連携型起業家育成施設入居企業等補助事業事業化報告書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度～ 年度に補助金の交付を受けた仙台市東北大学連携型起業家育成施設入居企業等補助事業について、仙台市東北大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金交付要綱第 2 3 条 2 項の規定により、補助事業の成果を活用した事業化の状況について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付額合計 金 円

※ 当該補助事業において交付を受けた補助金の総額を記載してください。

2 補助対象事業完了日 年 月 日

3 事業化の状況

※ 大学等の研究成果の事業化状況について、売上等事業化の実績を含め、記載してください。

・事業化実績 (年 月 日時点)

項目	補助事業完了時 (○年△月)	現在
① 資本金	円	円
② 従業員	人	人
③ 総売上高	円	円
④ 営業利益	円	円
⑤ 営業外費用	円	円
⑥ 経常利益 (④－⑤)	円	円
⑦ 人件費	円	円
⑧ 減価償却費	円	円
⑨ 付加価値額 (④＋⑦＋⑧)	円	円

- ・事業化段階（以下のいずれかに☑を付してください）

4 本市内における事業所等の保有状況 有 ・ 無

※ 事業所等を有していない場合（上記で保有状況「無」とした場合）は、保有予定年月日、許認可申請状況等も含め、保有計画について以下に具体的に記載してください。

・計画の内容（ ）

- ・共同研究テーマ
- ・大学等研究者氏名・所属
- ・共同研究概要

6 その他

仙台市東北大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金交付要綱第 11 条第 5 項運用基準

(平成 20 年 10 月 1 日経済局長決裁)

仙台市東北大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金交付要綱（平成 19 年 5 月 7 日経済局長決裁。以下「要綱」という。）第 25 条の規定に基づき、要綱第 11 条第 5 項の運用基準を次のとおり定める。

要綱第 11 条第 5 項第一号及び第二号に規定する事項は、次により運用するものとする。

1 事業所等	事業所等とは、自己の所有であるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備で、継続して事業が行われる場所とする。
2 施設退去後も引き続き市内に事業所等を有すること	施設退去後も引き続き市内に事業所等を有しなければならない期間は、補助事業の完了の日又は廃止の日から起算して 5 年間とする。
3 施設退去後遅滞なく市内に事業所等を有すること	一 施設退去後、やむを得ない事情がない限り、施設を退去した日の属する市の会計年度の翌年度終了時まで市内に事業所等を有しなければならないこととする。 二 やむを得ない事情がある場合とは、次のいずれかに該当する場合とする。 ア 補助事業の成果の事業化に至っていない場合。ただし、市内に事業所等を設置しようとする意思を有し、かつ、施設退去後も引き続き大学との共同研究等を継続している場合に限る。 イ 事業所等の設置に要する許認可等の手続中である場合。ただし、市内に事業所等を設置しようとする意思を有し、かつ、当該許認可等の申請書を提出済みである場合に限る。 ウ その他、前ア又はイに類する場合 三 やむを得ない事情がある場合であっても、施設を退去した日の属する市の会計年度の終了後 5 年以内に、市内に事業所等を有しなければならないこととする。 四 前各号の規定にかかわらず、補助事業者より、市内に事業所等を有する前に、補助事業者である法人が当該法人を解散する旨、破産処理手続を行う旨、その他これらに類する行為を行う旨の書面による通知があった場合又は市内に事務所等を有しようとする意思がない旨の書面による通知があった場合には、要綱第 11 条第 5 項第二号に規定する交付の条件に違反するものとする。

附 則

この基準は、平成 20 年 10 月 1 日から実施する。